

令和 8 年度

県単舗装道路修繕工事
(R 8 流山点々穴埋工その 2)

特記仕様書

主要地方道 松戸野田線 外
流山市 平方 外

千葉県東葛飾土木事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書(令和7年10月版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 施工体制の点検

受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)第13条2により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該工事の監督職員、現場技術員及び事務所の職員とし身分証明書を携帯し、氏名の入った名札を着用するものとする。

第3条 現場代理人及び主任技術者等（契約書第11条）

本工事の(現場代理人及び)主任技術者は、建設業法に基づく資格要件を満足した者でなければならない。

第4条 建設副産物

1. 共通事項
 - 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」(旧「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」)により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2 建設廃棄物

本工事により発生する建設副産物は以下のとおり運搬し、処理するものとする。運搬先が変更となる場合は発注者と協議するものとするが、受注者都合による場合は変更の対象としない。また、盛土材として適さない土質が確認された場合は監督職員に報告し、指示を受けること。

(1)アス殻

対象区域	処分先	適用
設計区間 全て	東京石油興業(株) 中間処理センター 柏市風早 1-5-1	L=19.0km

第5条 工事中の安全確保

1. 作業に際し、地下埋設物件等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。
2. 受託者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急処置をとり、受託者の負担によりこれを補修しなければならない。
3. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
4. 施工期間中は、安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
5. 本工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
6. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯・バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

7. 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は、以下のとおり計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	編成人員(人/箇所・日)	備考
クラック処理	昼間作業	交通誘導員 A 1人/日 交通誘導員 B 2人/日	なし
パッチング 区画線工	夜間作業	交通誘導員 A 1人/日 交通誘導員 B 2人/日	なし
切削オーバーレイ	夜間作業	交通誘導員 A 2人/日 交通誘導員 B 2人/日	交代要員1名含む

※認定路線は交通誘導員 A を1名以上必ず配置すること。

第6条 安全・訓練に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施状況を報告するものとする。

第7条 工期等

本工事の工期は、契約日の翌日から令和9年3月25日限りとする。

なお、工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50	日間
後片付け期間	20	日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率=(休日+天候等による作業不能日)/実働日数	0.78	
その他の不稼働日	0	日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ)1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日:39日間/年間

ロ)8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数:8日間/年間
(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

(過去5か年(2021年1月～2025年12月)の気象庁(千葉特別地域観測所)及び
環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第8条 施工時間

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業 (9:00～17:00)	アスファルト舗装補修工(クラック処理)
夜間作業 (21:00～翌 5:00)	切削オーバーレイ工 アスファルト舗装補修工(パッチング) 区画線工

但し、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第9条 舗装工

1. 切削の際、切削廃材の飛散により、通行者、通行車両を傷つけないよう、十分な対策をすること。
2. 継目部の付着を良くするため、アスファルト乳剤を十分散布すること。
3. 上記を含め、舗装施工便覧によるものとする。
4. 受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が 50℃以下になってから交通解放を行わなければならない。
5. 区画線工は原型復旧を基本とする。
6. 本仕様書に規定されていないものについては、舗装再生便覧に準ずることとする。
7. 舗装打換え工において、歩道部に水が溜まらないよう排水勾配を設けること。

第10条 区画線工

1. 受注者は区画線施工前に施工の詳細(施工箇所、数量等)について監督職員の承諾を得てから施工すること。なお、交通管理者との協議により、詳細については変更となる場合がある。
2. 区画線施工実績については、空袋等の写真を撮影し、材料使用量からも施工の適正が確認できるようにしておくこと。
3. 区画線の品質規格及び材料使用量は、下記のとおりとする。

名称	規格	数量 (kg/km以上)													
		実線				破線				ゼブラ				文字	
		15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm換算	
塗料	JIS K 5665 3種	570	760	1130	1700	570	760	1130	1700	570	760	1130	1700	570	
ガラスビーズ	JIS R 3301 1号	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25	
プライマー		25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25	

区画線設置の巾及び色彩は、下表のとおりとする。

種別	幅（c m）	色彩	摘要
実線	1 5	白	外側線
実線	2 0	黄	中央線

また、上記の使用材料に変更がある場合は監督職員と別途協議すること。

第 2 章 材 料

第 1 1 条 アスファルト混合物

1. アスファルト混合物は、再生合材を原則とし、下記の使用によるものとする。

混合物の種類	最大粒径 (mm)	溶融スラグ混入率	適用
再生細粒度 As	13	-	パッチング
改質Ⅱ型再生密粒度 As (溶融スラグ入り)	20	10%以下	表層（車道）

2. 使用材料が工事発注後に明らかになった止むを得ない事情により上記の指定により
難しい場合は、監督職員と協議すること。
3. 受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物事前審査の査定を受けた混合所の
混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」に
よるものとする。
4. タックコートの使用量は 0.4 l/m^2 とする。

第 3 章 そ の 他

第 1 2 条 要望・苦情に対する対応

受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第 1 3 条 付則

仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第 1 4 条 舗装工事台帳

舗装工事台帳は、工事完了後に提出するものとする。

第 1 5 条 特例監理技術者の取扱い

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)（維持工事の場合は、(1)～(9)）の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は千葉県内の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事※以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)（維持工事の場合は前項(1)～(9)）の事項について確認できる書類を提出すること。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第16条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種: 舗装工(修繕工) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない